

## ◎ ボランティアの人数の推移

### ・ 社会福祉協議会が把握している全国のボランティア活動の状況

(全国で活動するボランティアの人数)

全国の社会福祉協議会において把握されているボランティアの人数（ボランティア団体に所属するボランティアの人数と、個人で活動するボランティアの人数を合計）は、7,793,967人となっている。

年次別のボランティア団体数、およびボランティアの人数の推移は以下の表のようになっており、ボランティアの把握総人数は調査が始まった昭和55年から平成16年までの25年間で、約4.9倍となった。

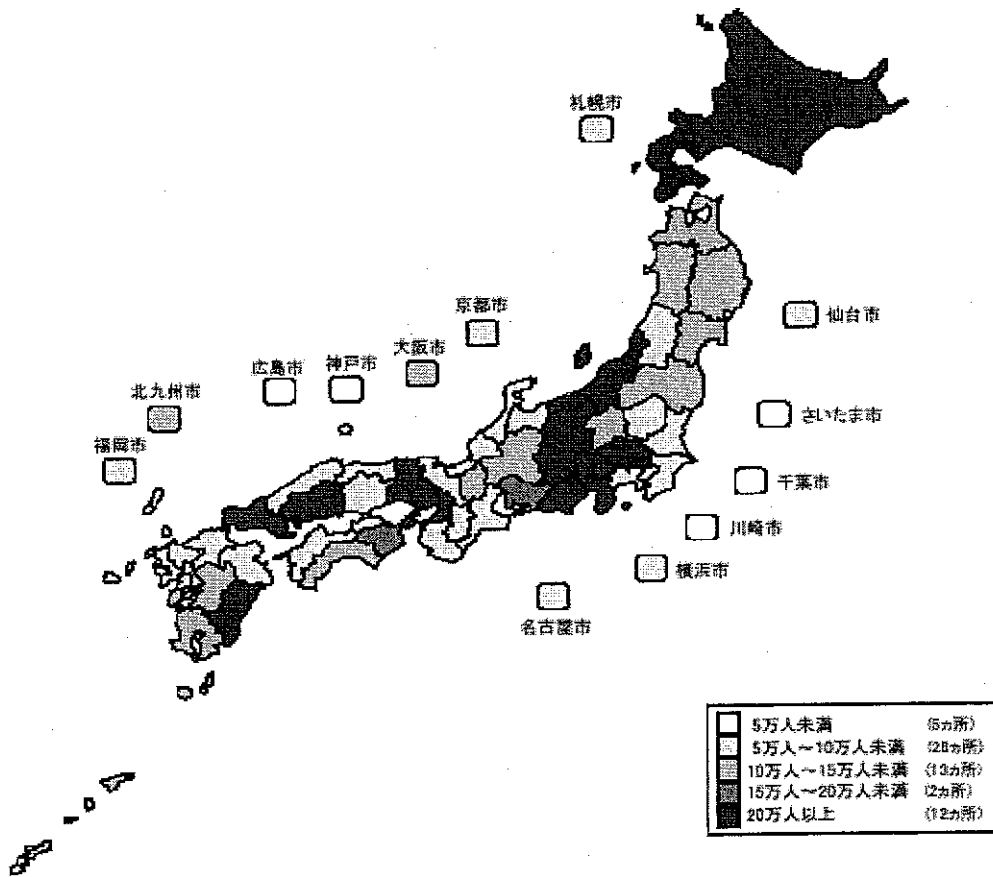
また、団体に所属するボランティアと個人ボランティアのそれぞれの伸びをみると、1980（昭和55）年と比較して、団体所属ボランティアは約4.8倍（団体数は約7.6倍）、個人ボランティアは約7.6倍になっている。

### ボランティアの推移(把握人数)

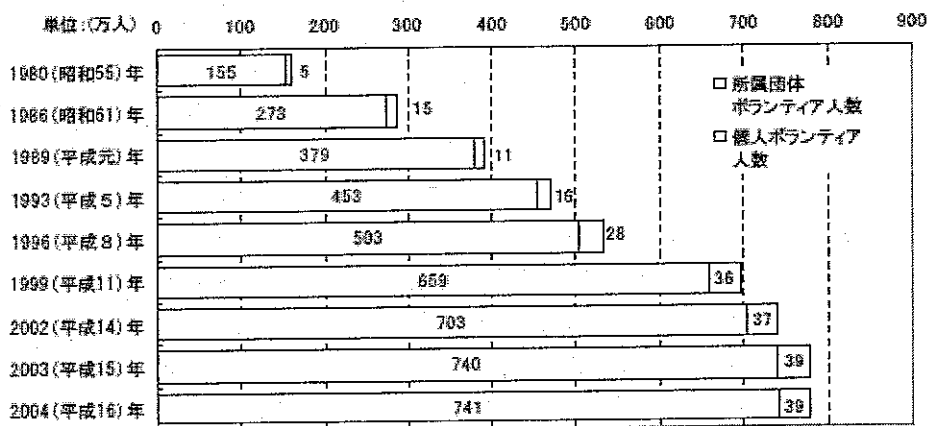
(単位：団体、人)

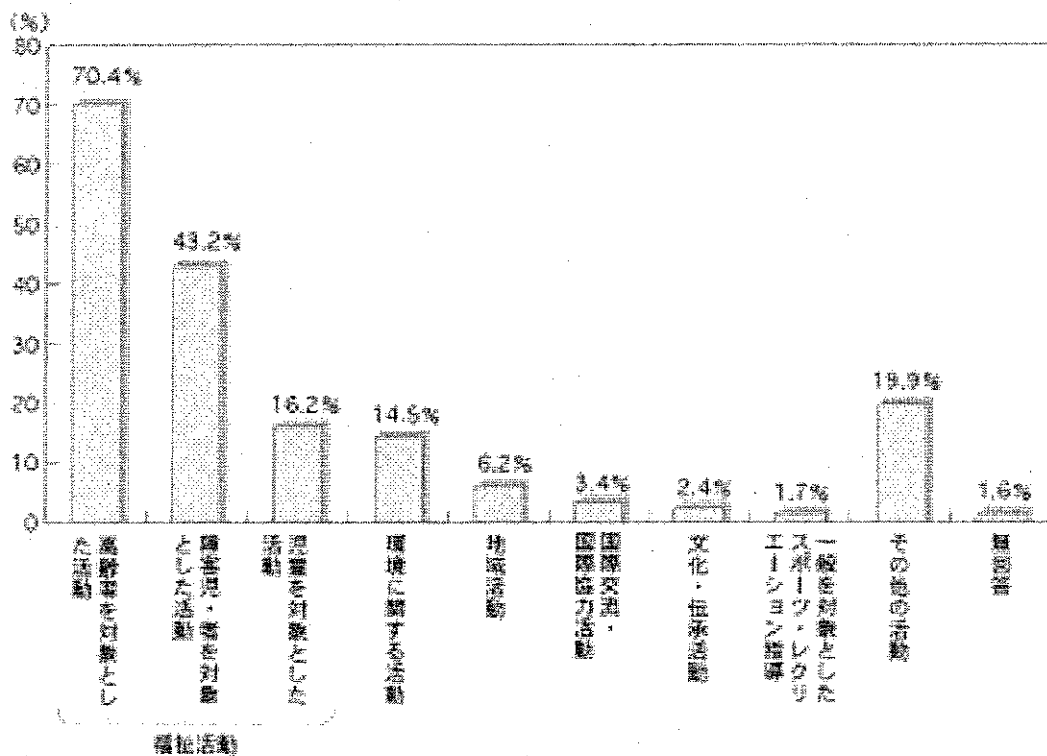
調査時期	ボランティア 団体数	団体所属 ボラン ティア人数	個人 ボランティ ア人数	ボランティア 総人 数	
1980(昭和55)年	4月	16,162	1,552,577	50,875	1,603,452
1984(昭和59)年	4月	24,658	2,411,588	144,020	2,555,608
1985(昭和60)年	4月	28,462	2,699,725	119,749	2,819,474
1986(昭和61)年	4月	28,636	2,728,409	147,403	2,875,812
1987(昭和62)年	4月	32,871	2,705,995	182,290	2,888,285
1988(昭和63)年	9月	43,620	3,221,253	164,542	3,385,795
1989(平成元)年	9月	46,928	3,787,802	114,138	3,901,940
1991(平成3)年	3月	48,787	4,007,768	102,862	4,110,630
1992(平成4)年	3月	53,069	4,148,941	126,682	4,275,623
1993(平成5)年	3月	56,100	4,530,032	159,349	4,689,381
1994(平成6)年	3月	60,738	4,823,261	174,235	4,997,496
1995(平成7)年	3月	63,406	4,801,118	249,987	5,051,105
1996(平成8)年	3月	69,281	5,033,045	280,501	5,313,546
1997(平成9)年	4月	79,025	5,121,169	336,742	5,457,911
1998(平成10)年	4月	83,416	5,877,770	341,149	6,218,919
1999(平成11)年	4月	90,689	6,593,967	364,504	6,958,471
2000(平成12)年	4月	95,741	6,758,381	362,569	7,120,950
2001(平成13)年	4月	97,648	6,833,719	385,428	7,219,147
2002(平成14)年	4月	101,972	7,028,923	367,694	7,396,617
2003(平成15)年	4月	118,820	7,406,247	385,365	7,791,612
2004(平成16)年	4月	123,300	7,407,379	386,588	7,793,967

社会福祉協議会が把握しているボランティアの人数



団体所属ボランティアと個人ボランティアの人数推移（把握人数）

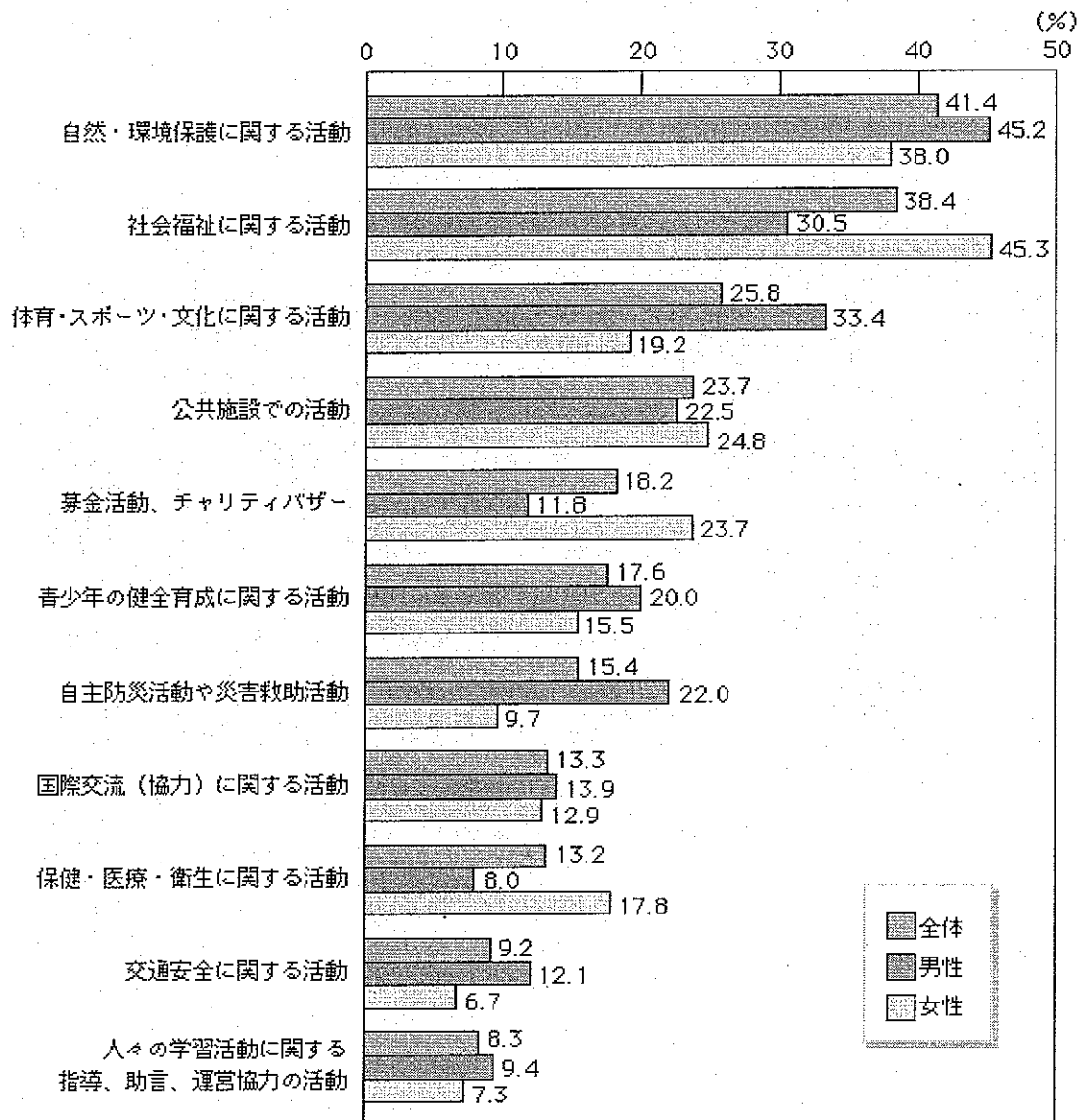




資料：全国社会福祉協議会「全国ボランティア活動実態調査(個人向け調査)」(1996(平成8)年度)  
 (注) ボランティア団体に所属している人に対する調査の結果。

### 主なボランティア活動の内容(複数回答)

参加したいボランティア活動



備考：1. 対象は「あなたは、今後、ボランティア活動に参加してみたいと思いますか」という問いに対して、参加したい（「是非参加してみたい」と「機会があれば参加してみたい」の合計）と回答した人で、「あなたが参加したいボランティア活動は、次の分野のうち、どれにあてはまりますか。あてはまるものすべてにお答え下さい」という問いに対する回答者の割合（複数回答）。

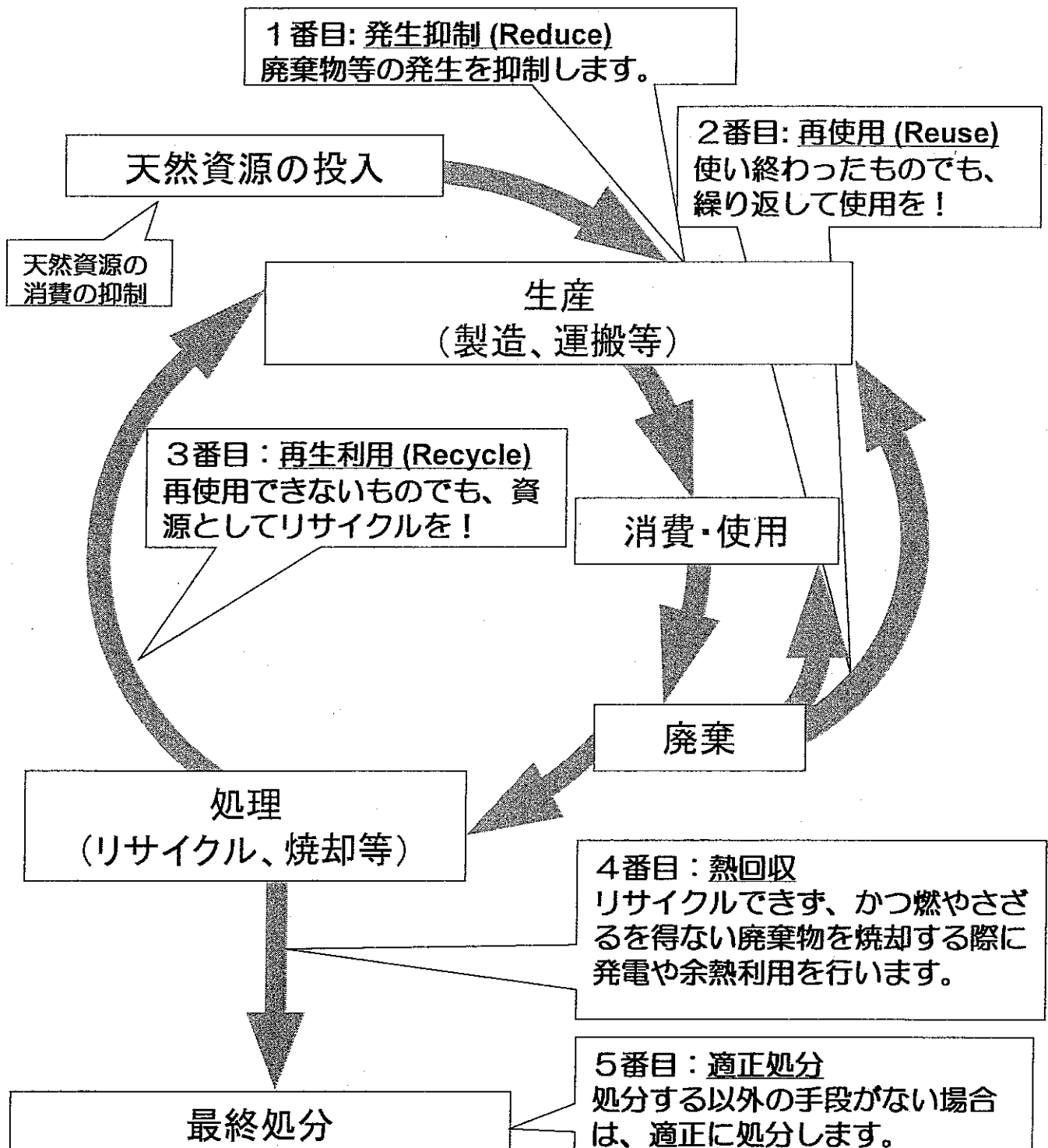
選択肢は上記以外に「その他」が1.5%、無回答が1.2%。

2. 回答者は2,580人。

出典：内閣府『平成12年度国民生活選好度調査』（平成12年12月）

# 循環型社会と3R

廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会



この順序が環境負荷の低減に寄与しない場合は、必ずしもこの優先順位によりません。

## 3 Rイニシアティブ

- 平成 16 年 6 月に米国シーアイランドで開催された G 8 サミットにおいて、小泉総理は、グローバルな視点から廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を通じて循環型社会の構築を目指す「3 Rイニシアティブ」を開始することを提案し持続可能な開発のための G 8 の新たなイニシアティブとして合意された。
- 平成 17 年 4 月には「3 Rイニシアティブ閣僚会合」が小池環境大臣の主催により東京で開催された。同会合では、G 8 構成国を含む 20 カ国の担当閣僚及び 4 国際機関の代表が参加して議論が行われ、3 R の国際的な推進を、国際協力の下で、一層充実・強化していくことについて合意された。また、平成 17 年 7 月の G 8 グレンイーグルズサミット（英国）において、小泉総理は 3 R を国際的に推進していく旨発言した。
- 我が国は、3 Rイニシアティブ閣僚会合において「3 Rを通じた循環型社会の構築を国際的に推進するための日本の行動計画（通称：ゴミゼロ国際化行動計画）」を公表し、国際的に 3 R を推進するために日本が主導的な役割を果たす決意を示した。
- さらに、3 Rイニシアティブのフォローアップとして、2006 年 3 月に東京で高級事務レベル会合を開催した。
- 今後、アジア各国との政策対話を通じた 3 Rに関する国別計画/ビジョンの策定支援や 3 Rに関する研究ネットワークの構築などに取り組んでいく。

## 3Rを通じた循環型社会の構築を

### 国際的に推進するための日本の行動計画（要約）

— 略称：ゴミゼロ国際化行動計画 —

#### ゴミゼロ社会を国内で実現し、 その経験を世界へ発信

- 循環型社会形成推進基本法に基づく定量的な目標の設定とレビュー
- 国内における3Rの取組をさらに強化

例) 環境配慮設計・製造の推進、家庭ごみ減量化対策、国と地方公共団体が連携・協働した地域計画づくり、廃棄物の不法投棄・輸出対策、各リサイクル法の実施

#### 開発途上国のゴミゼロ化を 支援

- 開発途上国の循環型社会構築のための能力向上を支援

例) 国際機関と連携したエコプロダクツ展の開催、人材育成を通じた拠点づくり、リサイクル物資の輸送支援、国内外の民間団体の支援

#### ゴミゼロ社会を世界に広げるための 国際協調を推進

- 様々な国・機関と連携してゴミゼロ化政策を展開  
例) ・ 3Rイニシアティブのフォローアップとして高級事務レベル会合の開催  
・ G8等の関係諸国・国際機関と連携を強化  
・ 特に東アジア等の地域レベルの取組として、東アジア各国における「循環型社会形成のためのビジョン/計画」の策定等を支援、有害廃棄物の不法輸出防止に関するアジア政府間ネットワークの強化
- アジアにおけるゴミゼロ化のための知識基盤・技術基盤を強化  
例) ・ ごみ処理やリサイクルに関する意識の向上、技術の提供や制度構築の支援を通じたキャパシティビルディング  
・ 東アジア3R研究ネットワークの構築
- 情報発信・ネットワーク化通じてゴミゼロ化の行動を促進  
例) ・ 国際グリーン購入ネットワークと連携してグリーン購入を世界的に推進、3R優良事例のデータベースを構築、循環型社会構築のための政府、自治体、企業、

## 第三次環境基本計画（浄化槽関連部分抜粋）

### （重点分野政策プログラム）

#### 第4節 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組

##### 3 施策の基本的方向

##### （1）流域に共通する施策

環境保全上健全な水循環がもたらす恩恵と治水・利水に支えられた人間社会の営みが共に確保されるよう、流域全体を総合的に捉え、効率的かつ持続的な水利用等を今後とも推進していく必要があります。このため、農業用水の循環利用の促進等による効率的利用、工業用水の循環利用の促進等による水利用の合理化、節水器具の普及や下水処理水の再利用等による生活用水の効率的利用、雨水の生活用水としての利用等を進め、水源への負担を軽減するとともに、必要に応じて、未活用水の有効活用を図り、水質や水生生物の保全等の観点から流量確保のための様々な施策を行います。

河川水を取水、利用した後の排水については、可能な限り、下流での水利用にいかせる水質及び水量で河川に戻すことを基本としつつ、その場において放流することの妥当性、水利用のエネルギー効率性や費用対効果等を勘案し、地域の特性に応じて見直しを含めた取排水システムの検討を行います。

また、流域全体を通じて、貯留浸透・涵養能力の保全・向上を図り、湧水の保全・復活に取り組むほか、地域の特性を踏まえた適切な地下水管理方策の検討を行います。さらに、水辺地の保全・再生に取り組めます。また、流域の源頭部から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、土砂移動の調査研究や下流への土砂還元対策を試行します。土壌環境については、水を介した汚染物質の移動による土壌と水の相互の汚染という悪循環を断ち切るため、土壌汚染の調査、対策技術の向上や具体性がある指針の提示等により、土壌汚染対策等の円滑な実施を促進します。

##### （3）農村・都市郊外部

農村・都市郊外部においては、川の流れの保全や回復と、流域の貯留浸透・涵養能力の保全・向上を今後とも図る必要があります。このため、居住地周辺の里山林の整備・保全、都市計画制度の活用や地方公共団体の条例等による緑地の保全を推進します。また、公共施設の緑化を積極的に推進するとともに、民有地の緑化の推進を図ります。水源涵養機能等の農業の多面的機能は、農業の持続的発展により発揮されることから、水田や畑地の保全を推進し、耕作放棄地の発生を防止します。発生した耕作放棄地については、都市住民のボランティアによる復旧活動、市民農園の開設等の活動による解消を促進します。さらに、良好な景観の形成や生態系の保全、親水空間の形成等の環境との調和に配慮しつつ農業水利施設を計画的に整備・管理することや、生活排水処理を進めるに当たって、農村部においては、地域の実情に応じて、小規模分散型の下水道、農業集落排水施設・浄化槽を活用することなどにより、水資源の循環利用を促進します。併せて、地盤沈下などが発生するおそれのある地域では、継続して監視を行うとともに、地下水利用の適正化や表流水への転換を含めた代替水対策を進めます。



第三次環境基本計画（水循環の指標部分抜粋）  
（重点分野政策プログラム）

第4節 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組

5 取組推進に向けた指標

流域ごとの取組において、平常時の河川流量、地下水涵養量等水循環の健全性に関連するデータを、流域の特性に応じて指標として用い、取組の進行管理を図ることが重要です。

水質のみならず、水量、水辺地、水生生物を含めた水環境を総合的に評価する指標や効率的・効果的なモニタリング体制等、環境保全上の観点から水循環の健全性を診断していく上で効果的な指標の確立を目指して検討を行う必要があります。

水質は、水循環の健全性の重要な側面であり、その目標については、公共用水域及び地下水について水質汚濁に係る環境基準が設定されていることから、基本的に、その維持・達成を目標とするとともに、その維持・達成状況を指標の一つとして関連施策の進行管理を図ります。

また、環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の流域ごとにおける作成・改定数を把握し、これを一つの指標として取組状況の進行管理を図ります。

加えて、我が国全体での把握が可能であり、環境保全上健全な水循環と深く関連するデータとして、例えば、次の事項を参考として、取組の状況を把握します。

- ・水質等のモニタリング地点数
- ・雑用水の利用量
- ・湧水の把握件数
- ・水環境の保全の観点から設定された水辺地の保全地区等の面積
- ・主要な閉鎖性海域の干潟面積
- ・全国水生生物調査の参加人数

## 水質状況

### 環境基準の達成状況

最近の水質汚濁の現況は、相対的には、改善の傾向にあり、特にカドミウムやシアンなどの有害物質（健康項目）による汚濁は著しく改善され、全国的にほぼ問題のない状況になってきた。

しかし、利水上の障害などをもたらす有機汚濁（生活環境項目）については、湖沼、内湾、内海などの閉鎖性水域では、水質改善の効果が顕著でなく、依然として高い汚濁を示している。

### 健康項目の環境基準達成状況（平成16年度）

測定項目	調査対象地点数	環境基準値を 超える地点数
カドミウム	4,587	0 (0)
シアン	4,182	0 (0)
鉛	4,703	6 (6)
六価クロム	4,312	0 (0)
砒素	4,688	20 (22)
総水銀	4,527	0 (0)
アルキル水銀	1,412	0 (0)
PCB	2,443	0 (0)
ジクロロメタン	3,690	1 (1)
四塩化炭素	3,709	0 (0)
1,2-ジクロロエタン	3,685	1 (1)
1,1-ジクロロエチレン	3,670	0 (0)
シス-1,2-ジクロロエチレン	3,673	0 (0)
1,1,1-トリクロロエタン	3,718	0 (0)
1,1,2-トリクロロエタン	3,670	0 (0)
トリクロロエチレン	3,835	0 (0)
テトラクロロエチレン	3,837	0 (0)
1,3-ジクロロプロペン	3,731	0 (0)
チウラム	3,658	0 (0)
シマジン	3,648	0 (0)
チオベンカルブ	3,654	0 (0)
ベンゼン	3,632	0 (0)
セレン	3,661	0 (0)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4,274	4 (4)
ふっ素	3,007	11 (9)
ほう素	2,863	0 (0)
合計(実地点数)	5,703 (5,708)	42 (41)
環境基準達成率	99.3% (99.3%)	

注：1) ( ) は平成15年度の数値。

2) ふっ素及びほう素の測定値点数には、海域の測定地点のほか、河川又は湖沼の測定地点のうち海水の影響により環境基準を超えた地点は含まれていない。

3) 合計欄の超過地点数は実数であり、同一地点において複数項目の環境基準を超えた場合には超過地点数を1として集計した。なお平成16年度は1地点において2項目が環境基準を超えている。